



2019年3月5日

各 位

会 社 名 株式会社メドレックス
 代 表 者 名 代表取締役社長 松村米浩
 (コード番号：4586 東証マザーズ)
 問 合 せ 先 経 営 管 理 部 長 藤 岡 健
 (TEL. 03-3664-9665)

**第三者割当による新株式及び第14回新株予約権（行使価額修正条項付）の
 発行価額の払込完了に関するお知らせ**

当社は、2019年2月12日及び同月15日開催の取締役会において決議した、当社大株主の松村眞良（株式会社メドレックス代表取締役会長）、松村米浩（株式会社メドレックス代表取締役社長）及びその親族が株式を保有する資産管理会社である株式会社MMを割当予定先とする第三者割当による新株式（以下「本新株式」といいます。）並びにEVO FUNDを割当予定先とする第14回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、この度、同年3月5日に発行価額の総額（99,352,800円）の払込みが完了したことを確認致しましたので、お知らせ致します。

なお、本新株式及び本新株予約権発行に関する詳細につきましては、2019年2月12日公表の「第三者割当による新株式の発行、第14回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及び新株予約権の買取契約（コミット・イシュー※）の締結に関するお知らせ」並びに同月15日公表の「第三者割当による新株式及び第14回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行条件等の決定に関するお知らせ」をご参照下さい。

募集の概要

<本新株式の発行条件の概要>

(1) 払込期日	2019年3月5日
(2) 発行新株式数	180,000株
(3) 発行価額	1株につき545円
(4) 資金調達の額	98,100,000円
(5) 募集又は割当て方法	第三者割当の方法による。
(6) 割当予定先	株式会社MM
(7) その他	当社は、株式会社MMとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株の発行及び募集株式の総数引受契約を締結する予定です。

<本新株予約権発行条件の概要>

(1) 割当日	2019年3月5日
(2) 発行新株予約権数	2,320,000個
(3) 発行価額	総額1,252,800円（新株予約権1個当たり0.54円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	2,320,000株（新株予約権1個につき1株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額は当初228円としますが、下限行使価額においても、潜在株式数は2,320,000株であります。
(5) 資金調達の額	979,892,800円（注）

<p>(6) 行使価額及び行使価額の修正条件</p>	<p>当初行使価額は、427円とします。</p> <p>本新株予約権の行使価額は、2019年3月6日に初回の修正がされ、以後5価格算定日（以下に定義します。）が経過する毎に修正されます。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日（以下「取引日」といいます。）であって、本新株予約権の発行要項第22項に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいいます。本条項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日（当日を含みます。）から起算して5価格算定日目の日の翌取引日（以下「修正日」といいます。）に、修正日に先立つ5連続価格算定日（以下「価格算定期間」といいます。）の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の、それぞれ94%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額（但し、当該金額が、下限行使価額を下回る場合は下限行使価額とします。）に修正されます。また、いずれかの価格算定期間内に本新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整されます。</p> <p>市場混乱事由とは、以下の事由をいいます。</p> <p>(1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合</p> <p>(2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合（取引所において取引約定が全くない場合）</p> <p>(3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限（ストップ安）のまま終了した場合（取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分（ストップ配分）で確定したか否かにかかわらず）のものとします。</p>
<p>(7) その他</p>	<p>当社は、EVO FUNDとの間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、行使コミット条項等を規定する本新株予約権の買取契約を締結します。</p>

(注) 資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、資金調達額は変動します。加えて、上記資金調達額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

【ご参考】

<コミット・イシュー>

当社が本新株予約権の対象となる当社普通株式の予定株数（2,320,000株）をあらかじめ定め、行使期間中の価格算定日の売買高加重平均価格（VWAP）に基づき、本新株予約権の発行日の翌日以降、原則として62価格算定日以内に、EVO FUNDが必ず本新株予約権の全てを行使する（全部コミット）手法です。またそれに加えて、本新株予約権の発行日の翌日以降、原則として32価格算定日以内に、928,000株相当分以上の本新株予約権を行使することを約しております（前半コミット）。前者の「全部コミット」と後者の「前半コミット」の組み合わせが、本新株予約権の特徴です。

	第14回新株予約権
発行数	2,320,000個
発行価額の総額	1,252,800円(注1)
行使価額の総額	1,187,840,000円(注2)
期間	原則約3ヶ月 (コミット期間延長事由及び市場混乱事由発生時を除く)
修正回数(原則)	通算で12回(予定) (5価格算定日毎に修正、計12回)
行使価額	VWAPの94%
全部コミット	62価格算定日以内における本新株予約権の 発行数全ての行使を原則コミット
前半コミット	32価格算定日以内における本新株予約権の 発行数の40%以上の行使をコミット
下限行使価額	条件決定基準株価の50%に相当する金額(端数切上げ)

(注) 1. 上記発行価額の総額は、発行決議日の直前取引日における終値等の数値を前提として算定した見込額であります。

2. 上記行使価額の総額は、発行決議日の直前取引日における終値の94%に相当する金額を当初行使価額であると仮定し、かかる見込みの当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。